

委 託 概 要 書

1 委託の内容・規模

- (1) 委託名 岩手県立県南青少年の家無線LAN環境整備委託業務仕様書
- (2) 委託場所 岩手県立県南青少年の家(金ヶ崎町永沢下館 49-1)

2 委託概要

- (1) 岩手県立県南青少年の家内の無線アクセスポイント増設
- (2) 岩手県立県南青少年の家ネットワークの接続設定

3 委託方針

- (1) 施設内の既設のインターネット回線を使用した接続設定とする。
- (2) 防災対策に十分配慮した内容とすること。
- (3) 当該施設及び当課と十分協議すること。

岩手県立県南青少年の家無線LAN環境整備委託業務仕様書

1 委託名及び業務場所

委託名 岩手県立県南青少年の家ネットワーク整備委託業務仕様書
場所等 岩手県立県南青少年の家(金ケ崎町永沢下館 49-1)

2 履行期限

令和7年3月19日

本業務の完成検査は、完了報告が提出された後、直ちに実施する。

3 適応範囲

本仕様書は、岩手県立県南青少年の家無線LAN環境整備委託業務に適用する
なお、この仕様書に定めるもののほか、別途指示することがある。

4 技術的要件

(1) 無線アクセスポイント及び電源供給ユニットを別紙指定箇所に設置し、正常に使用できるように調整すること。

ア 無線アクセスポイントの動作に必要なライセンスを購入し設定すること。

イ 既設ルータとの配線は、10GEに対応したCat6Aケーブル以上とする。また、コネクタ等の成端箇所もCat6A相当以上とすること。

ウ 機器代金及び設置工事については事業設備等を含む。

(2) 施設内ネットワークの整備

利用者の持込み機器から、ルータを経由して施設内のネットワークにアクセスできないよう設定すること。

5 設置条件及び運用保守

(1) 設置場所

設置場所について、委託者が指定する場所とする。

(2) 設備要件

インターネットへの接続は、施設の既設回線を使用して接続すること。

(3) 導入条件

ア 受託者は、委託者と導入日程の調整を行い、工程表を提出すること。

イ 搬入、据付、配線及び調整に関わる費用はすべて事業設備等を含む。

(4) 据付配線調整

ア 各機器接続のためのアダプタ及びケーブル類は、事業設備等を含む。

イ 各機器が正常に動作するまでのインストール作業及びソフトウェア調整作業は、事業設備等を含む。

(5) 無償修理

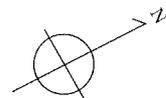
納入検査確認後1年間は通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。なお、生じた作業については、必ず文書で報告すること。

(6) その他

委託作業について疑義が生じた場合、受託者は委託者に文書で報告して、指示を受けてから実施すること。

県南青少年の家

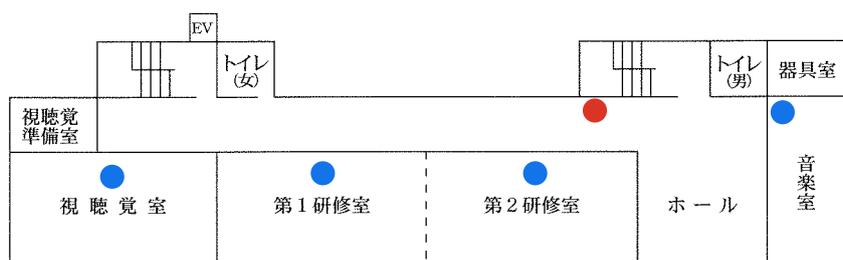
(3) 建物平面図



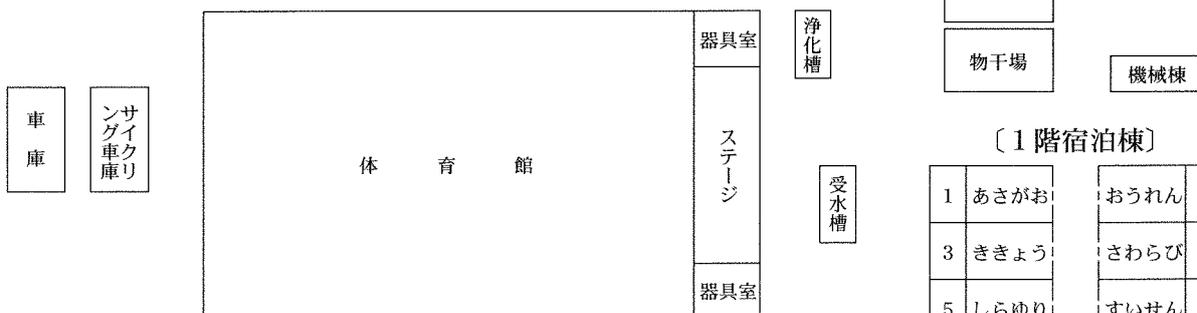
〔3階〕



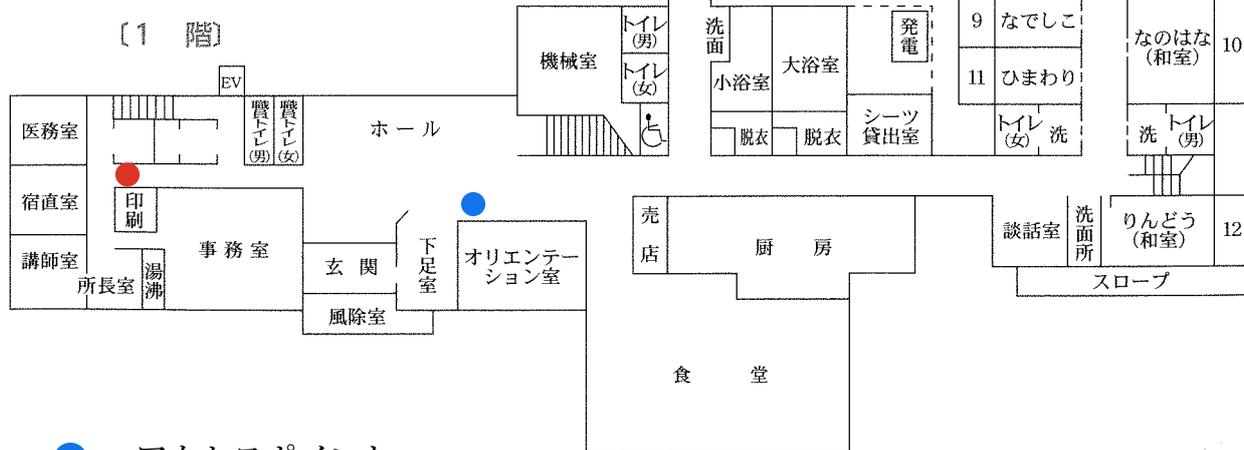
〔2階〕



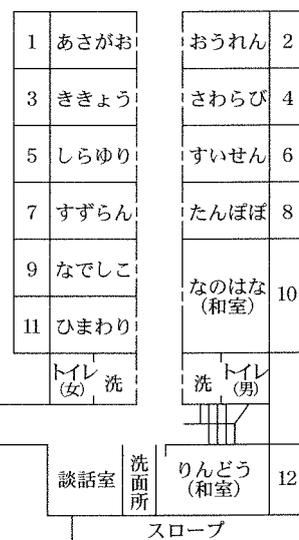
〔2階宿泊棟〕



〔1階〕



〔1階宿泊棟〕



● - アクセスポイント

● - 電源